

こども基本法

R4.6.15 成立 R5.4.1 施行

- ・全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的
- ・総合的な推進のため、これまで別々に作られていた大綱を一本化

少子化社会対策
大綱

子供の貧困対策
に関する大綱

子供・若者育成
支援推進大綱

一本化

こども大綱

R5.12.22 閣議決定

- ・こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策推進に必要な事項を定める。

勘案

都道府県こども計画

- ・都道府県のこども政策に関する計画
- ・こども又は子育て当事者の意見を計画に反映させることが必要
- ・住民にわかりやすく、また総合的かつ一体的に施策が推進されるよう、各種法令の規定により都道府県が作成する計画で、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成
- ・こども施策における EBPM の推進が必要

やまなし
子ども・子育て
支援プラン

子ども・子育て支援法
次世代育成対策推進法
(子育て政策課)

やまなし
子どもの貧困
対策推進計画

子どもの貧困対策の
推進に関する法律
(子ども福祉課)

やまなし
子供・若者
育成指針

子ども・若者育成支援
推進法
(生涯学習課)

努力義務

山梨県こども計画（仮称）

<計画期間>

- ・令和7年度～令和11年度（5年間）

<策定スケジュール>

- R5年11月 子ども・子育て会議（調査内容を諮る）
- R5年12月 こども計画策定のためのアンケート調査
- R6年 4月～12月 計画（案）について検討・作成
- R7年 1月 パブリックコメント
- R7年 3月 計画策定

こども計画策定のためのアンケート調査(R5.9 補予算)

<調査対象>

- ・県内在住の子育て世帯 3,000 世帯

<調査時期>

- ・令和5年12月～令和6年1月（子育て政策課）

<主な調査項目>

- ・子育て環境への主観的評価
- ・相対的貧困率
- ・月あたりの食費
- ・子育て施策の認知度、満足度
- ・レスパイト
- ・体験格差等

子ども・若者の意識と行動に関する調査(R5.8 実施済)

<調査対象>

- ・県内在住の18～30歳 2,000人と県内中高生 1,000人

<調査時期>

- ・令和5年6月～令和5年8月（生涯学習課）

<主な調査項目>

- ・本人及び家庭に関する事項
- ・学校、仕事に関する事項
- ・青少年非行に関する事項
- ・将来像に関する事項
- ・ひきこもりに関する事項
- ・ヤングケアラーに関する事項等

山梨県こども計画（仮称）の構成について

資料4-2

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨 2. 計画の性格 3. 他の計画との関係 4. 計画の期間 5. 計画の進行管理 6. 計画の推進体制

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1. これまでの県の取組
2. 社会状況（出生、結婚、妊娠・出産、家事・育児、進学・就職、雇用・労働、暮らし向き、成育環境）
3. 国の動向

第3章 計画の基本的な方針

1. 基本理念 2. 基本方針と基本目標

第4章 施策の展開

※基本目標におけるこども・若者は、R6.4.1時点で12歳～30歳の者を調査対象とする予定

基本方針	基本施策	基本目標設定の方向（例）
1. 将来に対する希望の形成と実現の支援	○遊びや体験機会の充実 ○子育て負担の軽減 ○賃上げに向けた取組 ○仕事と生活の両立 ○教育環境の充実	○将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合
2. 幼児期までのこどもの育ちの質の向上	○こどもが権利の主体であることの普及啓発 ○愛着形成の促進 ○保護者・養育者の成長支援 ○幼児教育・保育の質の向上 ○地域子ども・子育て支援事業の推進	○幸せだと思うこども・若者の割合 ○住んでいる地域を子育てしやすい地域だと思う子育て当事者の割合
3. すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現	○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○出産に関する支援 ○産前産後の支援 ○乳幼児健診等の推進 ○こども家庭センターの展開支援 ○児童虐待防止対策等の強化	○将来、自分も子育てをしたいと思うこども・若者の割合 ○子育てを楽しんでいる子育て当事者の割合
4. 青少年の健全な育成と環境整備	○ひきこもりの青少年への支援 ○いじめ、不登校への対策・支援 ○高校中途退学の防止対策と中途退学者等への支援 ○障害のある青少年への支援 ○非行・犯罪防止と立ち直り支援 ○子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進 ○インターネットの適正利用の推進 ○こどもの居場所づくり	○社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると思うこども・若者の割合
5. こどもの貧困の解消	○教育の支援 ○生活の安定に資するための支援 ○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援 ○経済的支援	○夢ややりたいことが実現可能な環境になっていると思うこども・若者の割合
6. 良好な成育環境の確保	○社会的養護を必要とするこども・若者への支援 ○ヤングケアラーへの支援 ○ひとり親家庭への支援	○生活環境に満足していると思うこども・若者の割合

第5章 幼児期の教育・保育・地域子育て支援の需給計画

1. 事業の提供区域の設定 2. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
3. 計画期間における量の見込みと確保方策 4. 従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
5. 教育・保育情報の公表に関する事項 6. 市町村との連携及び広域的な見地から行う調整に関する事項

※保護を要する子どもの養育環境の整備は前章6に、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項は前章4に記載

山梨県こども計画(仮称)の策定スケジュールについて

これまでの取組

時 期	内 容
R 5. 1 1	○令和5年度 第1回子ども・子育て会議 ・山梨県こども計画策定のためのアンケートについて
R 5. 1 1	○こども・若者の意見聴取 (11/14、11/27)
R 5. 1 1 ～R 6. 1	○山梨県こども計画策定のためのアンケート調査
R 6. 7	○令和6年度 第1回子ども・子育て会議 ・計画の構成について審議 ・基本理念、基本目標の方向性及び必要な具体的施策について意見を伺う

今後の予定

時 期	内 容
R 6. 9	○令和6年度 第2回子ども・子育て会議 ・基本理念、基本目標について審議
R 6. 1 2	○令和6年度 第3回子ども・子育て会議 ・計画の素案について審議
R 7. 2	○パブリックコメント実施
R 7. 3	○計画策定

○こども計画を策定する上で、基本方針の「青少年の健全な育成と環境整備」に関わる場所は、今後、小委員会で検討し、会長が「子ども・子育て会議」への参加を通して策定していく。

☆小委員会メンバー
